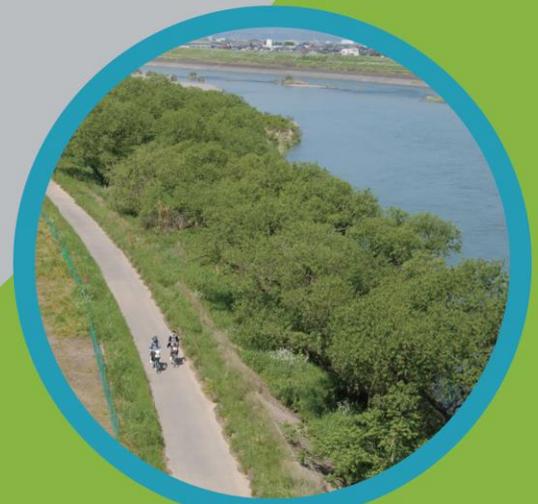


久留米市自転車利用促進計画

くるチャリプラン 2015



自転車が似合うまちの実現に向けて



「自転車が似合うまち」の実現に向けて

久留米市は市の北東部から西部にかけて流れる筑後川を中心として平坦な地形が多く、また、温暖な気候にも恵まれており、自転車を利用しやすいまちとなっております。

久留米市はかつて医者、芸者、人力車が多いことから、「三シャのまち」といわれていました。その後、人々の交通手段は自転車が中心となり、人力車に代わって自転車が三シャの一つとして語られるようになりました。また、久留米市は古くから交通の要衝でもあったことやゴム産業を中心に地域経済が向上したこともあり、県南の中核都市として発展してまいりました。

一方、モータリゼーションの進展に伴って自動車交通が増加したこともあり、環境問題への意識が高まっております。さらに、道路・交通環境の改善や自動車の安全技術の進歩もあり、交通事故全体の件数は減少傾向にありますが、自転車に関する交通事故については未だ多く発生しております。

そのような中、久留米市では「久留米市新総合計画第3次基本計画」において、「自転車が似合うまちづくり」を進めることとしており、市民や来訪者が安全かつ快適、気軽に自転車を利用できる環境づくりを進めるため、「久留米市自転車利用促進計画」を策定いたしました。

これから、この計画に基づいて自転車通行空間の整備やルール・マナー向上の啓発などの具体的な取り組みを皆様と共に進め、「自転車が似合うまち」の実現に努めてまいりたいと考えておりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、「久留米市自転車利用促進計画」の策定にあたりまして、ご尽力を賜りました検討組織の各委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見、ご提言をお寄せいただいた皆さまに対し、心より感謝申し上げます。



目 次

第1章 久留米市自転車利用促進計画の概要	1
第2章 自転車が似合うまち くるめ	2
第3章 自転車利用に関する現状と課題	5
第4章 「自転車が似合うまち」の実現に向けた方針	6
第5章 4つの柱による施策の実施	7
1. はしる「自転車ネットワーク整備」	7
2. とめる「駐輪環境整備」	11
3. まもる「意識啓発活動」	14
4. いかす「利用促進活動」	16
第6章 優先的な取り組み	18
第7章「自転車が似合うまちづくり」の見える化指標	19
巻末資料	20

第1章 久留米市自転車利用促進計画の概要

1 策定の目的

他の交通手段と比較して環境負荷が少なく、健康増進に寄与する自転車を利用することで、市民や市外からの通勤及び通学者、観光等で本市を訪れる方々が安全で快適に、そして気軽に本市を回遊する「自転車が似合うまち」を目指し、自転車を利用する仕組みづくりに取り組むと共に、自転車の通行環境の改善や安全に通行するための意識啓発を図るため、本市の自転車政策の方針や施策を示すものです。

2 計画の目標年次

目標年次を平成 37 年度とします。

3 計画の対象

計画の対象地域は久留米市全域とします。

4 計画の位置づけ

久留米市自転車利用促進計画は、都市づくりの指針である久留米市新総合計画や都市計画の方向性を示した久留米市都市計画マスタープラン、交通政策の方向性を示した久留米市都市交通マスタープランを上位計画とした、自転車政策の基本となる計画です。また、自転車に関連する各種計画と整合を図っています。

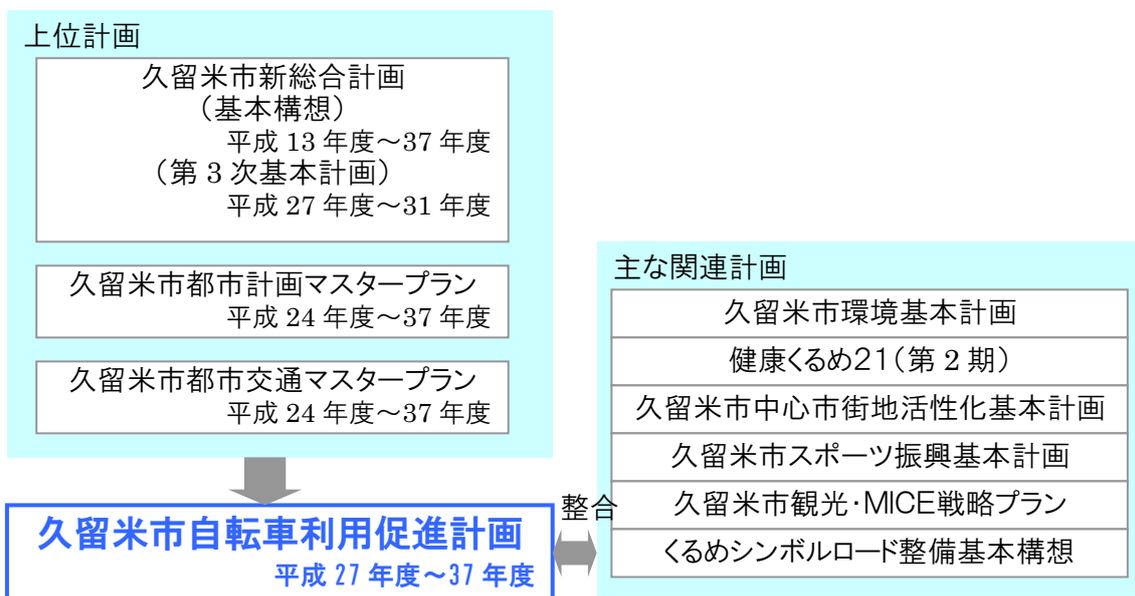


図 計画の位置づけ

第2章 自転車が似合うまち くるめ

「自転車が似合うまちづくり」で目指すまちとはどのようなまちでしょうか。

1 「自転車が似合うまち」とは

自転車が似合うとは、自転車が“市民の生活”や“まちの風景”に溶け込んでいる状況であると考えています。そこで、自転車が似合うまちの姿を「市民の生活に自転車が溶け込んでいる姿」「まちに自転車が溶け込んでいる姿」という2つの視点で整理しました。

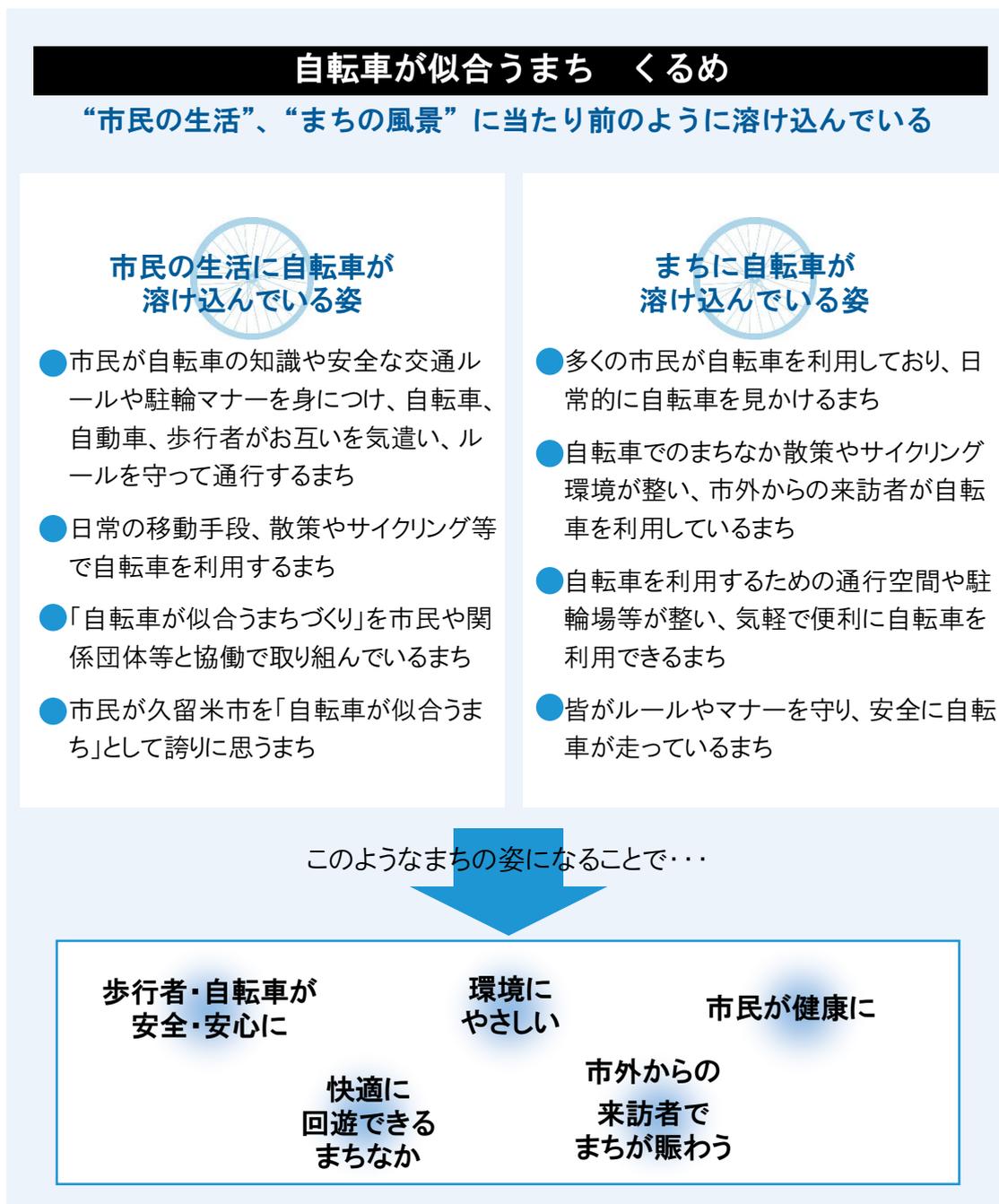


図 自転車が似合うまちのイメージ

2 「自転車が似合うまち くるめ」の姿

2.1 市民の生活に自転車が溶け込んでいる姿

市民が自転車のメリットを享受することで自転車利用の魅力を実感し、日常的に自転車を利用することを目指します。

自転車通勤で健康に



自転車を使って気軽に外出



自転車でお得に買物に



ルール・マナーを守って安全・安心



※図はイメージであり、実際の取り組みを表現したものではありません。

2.2 まちに自転車が溶け込んでいる姿

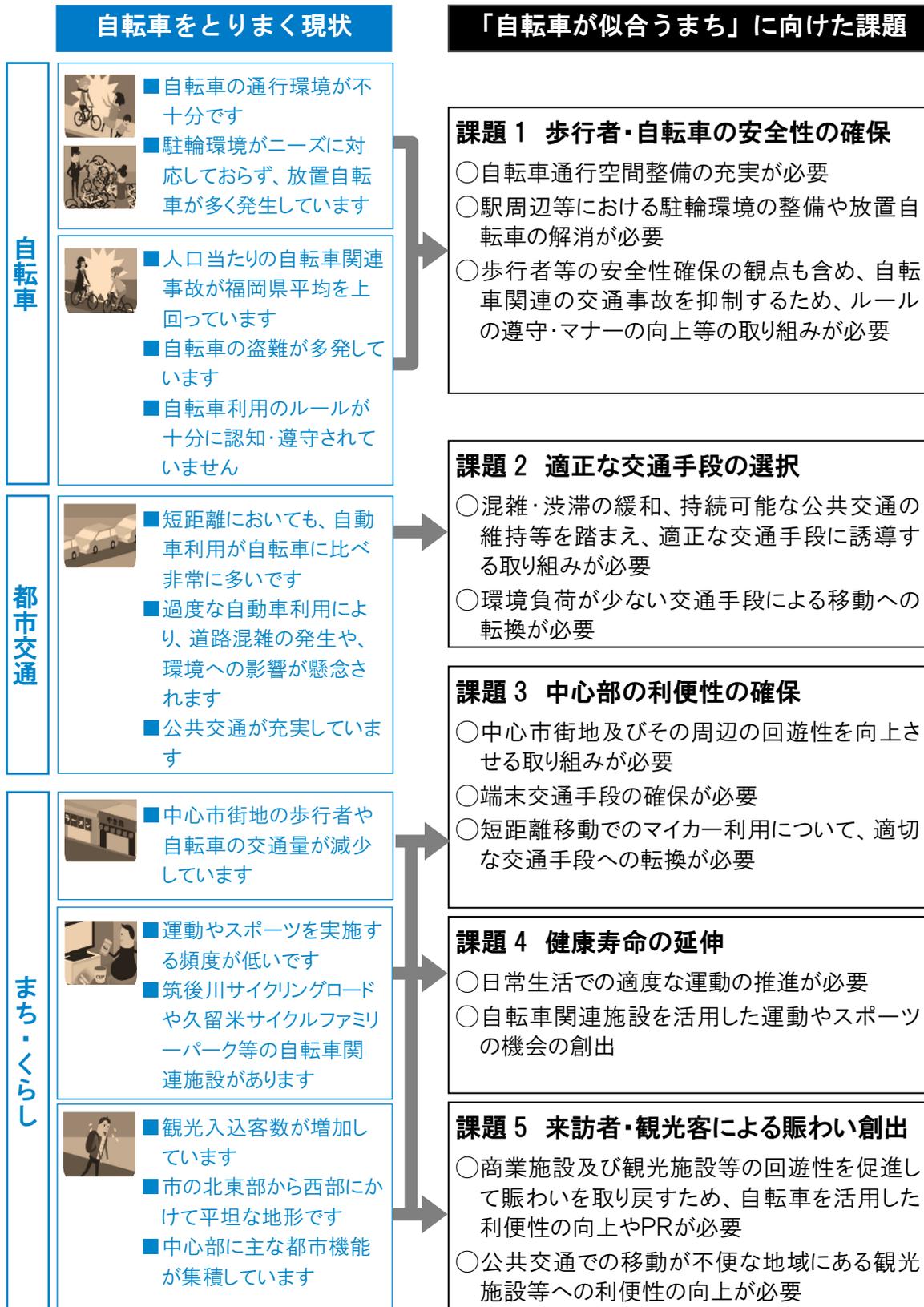
自転車の利用環境が整い、走りたくなる仕組みを構築することで、自転車で走行する市民や市外からの来訪者がなじんでいるまちを目指します。



※図はイメージであり、実際の場所や取り組みを表現したものではありません。

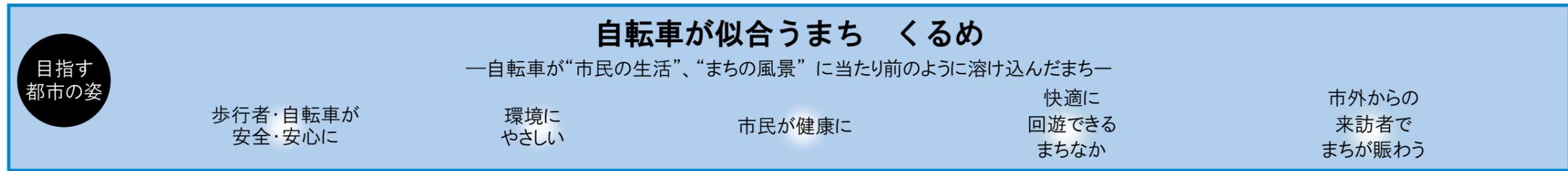
第3章 自転車利用に関する現状と課題

久留米市の自転車を取りまく現状を踏まえ、「自転車が似合うまち」の実現に向けて改善を図るべき課題を以下のように整理しました。



第4章 「自転車が似合うまち」の実現に向けた方針

「自転車が似合うまち」の課題を踏まえ、「自転車が似合うまち くるめ」の実現に向けた計画の方針を定めました。



視点と基本方針

今の久留米市の課題を踏まえ、「安全・安心」「快適」「元気」の3つの視点と5つの基本方針で自転車関連施策を実施していきます。

視点1 安全・安心

基本方針1 安全・安心な自転車利用環境の構築

- 誰もが安全・安心に移動できる自転車利用環境を構築
- 安全で快適な自転車ネットワークを形成
- 自転車利用に対するルールの遵守・マナーの向上

視点2 快適

基本方針2 エコで円滑な短距離移動の推進

- 中心部の短距離移動では、公共交通と連携した自転車利用を促進
- 日常生活での短距離移動における自転車利用を促進
- 環境負荷の少ない自転車利用に転換

視点3 元気

基本方針3 自転車を活用した回遊促進

- まちなかの円滑な移動を実現し、回遊を促進
- 中心部と地域の生活拠点の移動は公共交通とし、拠点内での移動は自転車を利用することで広域的な回遊を促進

視点3 元気

基本方針4 健康づくりの推進

- 日常的な健康づくりの1つとしての自転車利用を促進

視点3 元気

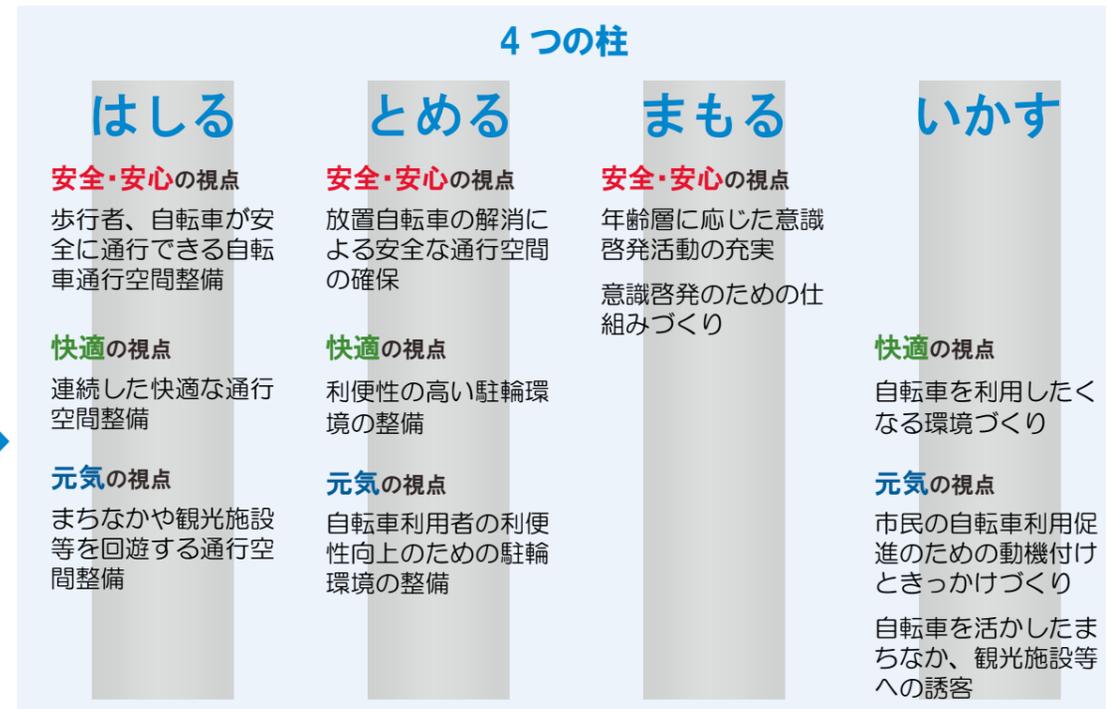
基本方針5 自転車を活用した地域資源の活性化

- 観光、自然、歴史、文化等の地域資源への移動手段の1つとして、他の移動手段との連携を強化
- 地域資源と連携し、自転車利用を促進
- 地域資源の1つとして自転車利用環境を位置付け、観光振興や来訪者の増加に向けたPRを推進



4つの柱による施策展開

自転車の利用シーンを想定した「はしる」「とめる」「まもる」「いかす」の4つの柱で施策を展開します。



第5章 4つの柱による施策の実施

1 はしる「自転車ネットワーク整備」

1.1 自転車ネットワークの整備方針

現在、久留米市では自転車の交通事故が多く発生し、また、自転車が歩道上を歩行者と混在して通行する状況が見られます。そこで、自転車の通行空間を歩行者と分けることにより、歩行者や自転車が安全で快適に通行できる空間を確保していきます。

整備方針 1. 歩行者の安全性を重視した自転車通行空間の確保

歩行者の安全性を重視し、歩行者と自転車の通行位置を分けた自転車通行空間の確保を図ります。

一方で、自転車の利便性や快適性に配慮し、沿道状況や現在の道路空間の中で実現可能な形態で整備します。

整備方針 2. 利用目的を考慮した自転車ネットワークの構築

効果的に自転車通行空間の確保を推進していくため、自転車の主な利用目的(通勤、通学、日常生活、観光)を考慮し、目的地となる施設や自転車の通行ルートを踏まえて自転車ネットワーク路線を構築します。また、歩行者や自転車にとって安全な通行環境を実現するため、自転車の交通事故の発生状況等を踏まえ、自転車通行空間の整備に取り組みます。

なお、郊外部においては地域生活拠点を中心に状況を踏まえて、自転車通行空間の整備に取り組みます。

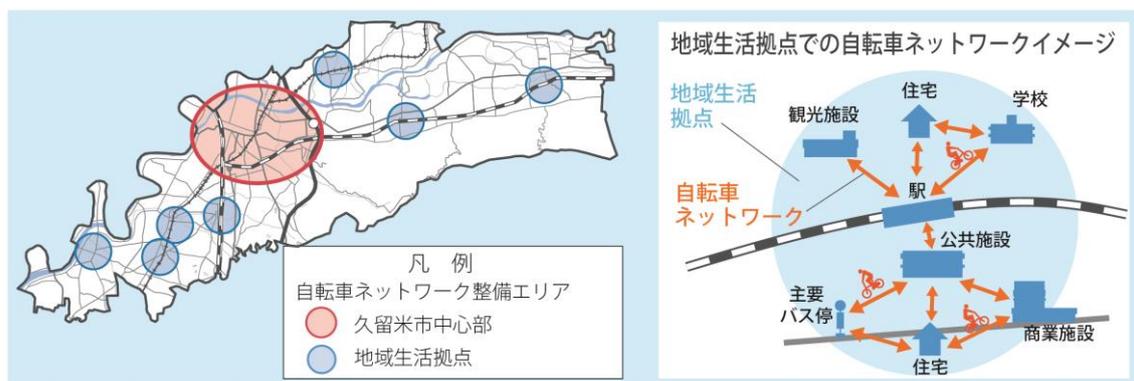


図 自転車ネットワークの整備エリアと地域生活拠点での自転車ネットワークイメージ

1.2 歩行者の安全性を重視した自転車通行空間の確保

歩行者の安全性を重視するという考え方のもと、自転車は車道の左側通行を原則とし、歩行者と自転車を分離した形態で整備を図ります。

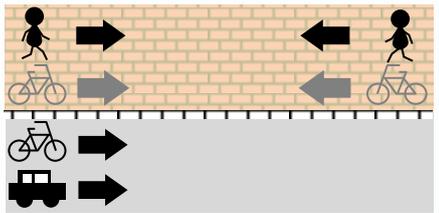
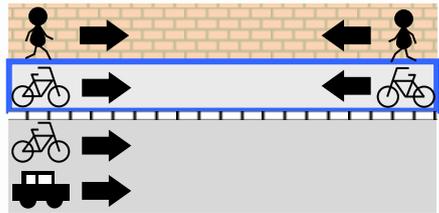
「通行」を重視した整備形態 【ネットワークエリア全域】	「沿道施設へのアクセス」を重視した 整備形態【中心市街地】
<ul style="list-style-type: none"> ○車道の左側通行を原則 ○車道通行が難しい場合は、当面はサイン等により自転車歩行者道を活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○車道の左側通行を原則 ○自転車歩行者道の車道側を両方向に通行 ○歩行者との空間分離を前提 
<p>【留意点】実際の整備形態は、地元住民等の関係者の意見を踏まえて選定します。</p>	

図 自転車通行空間の整備形態の考え方

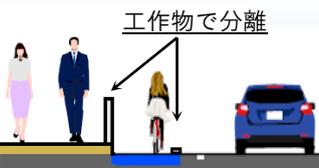
<p>自転車道</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○車道の左端に自転車専用の空間を設置 ○自転車の通行位置を確保するため、物理的な工作物等を設置 		
<p>自転車専用 通行帯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○車道の左端に自転車専用の空間を設置 ○自転車の認知性向上、自動車の通行等を抑制するために視覚的に分離 		
<p>自転車通行 誘導帯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○車道の左端に自転車の通行位置を明示(一定の路肩幅員があるため、白線で分離) ○自転車の通行位置や方向の認知性を高めるため、着色や路面標示等を設置 		
<p>車道混在</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○車道の左端に自転車の通行位置を明示(路肩幅員が狭小のため、白線で非分離) ○自転車の通行位置や方向の認知性を高めるため、着色や路面標示等を設置 		
<p>歩行者道 自転車</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○自転車通行部分を分離 ○自転車の通行位置の認知性向上及び歩行者との混在を避けるため、舗装等の整備で分離 		

図 自転車通行空間の整備メニュー

1.3 利用目的を考慮した自転車ネットワークの構築

交通量や自転車事故の発生状況、自転車の移動実態を基に候補となる路線を抽出し、加えて関係者や利用者のニーズやネットワークとしての連続性を踏まえ、自転車の利用ニーズが高いことが見込まれるエリアや施設を考慮して自転車ネットワークを構築します。

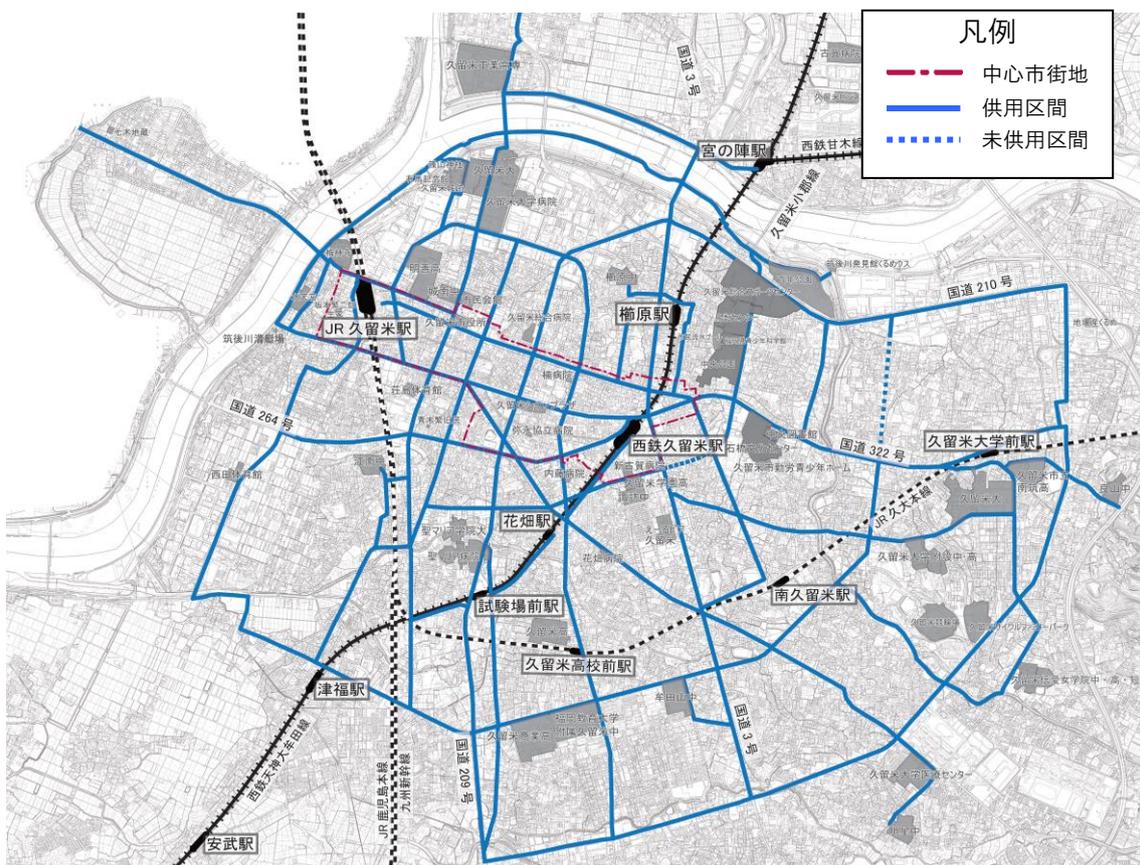
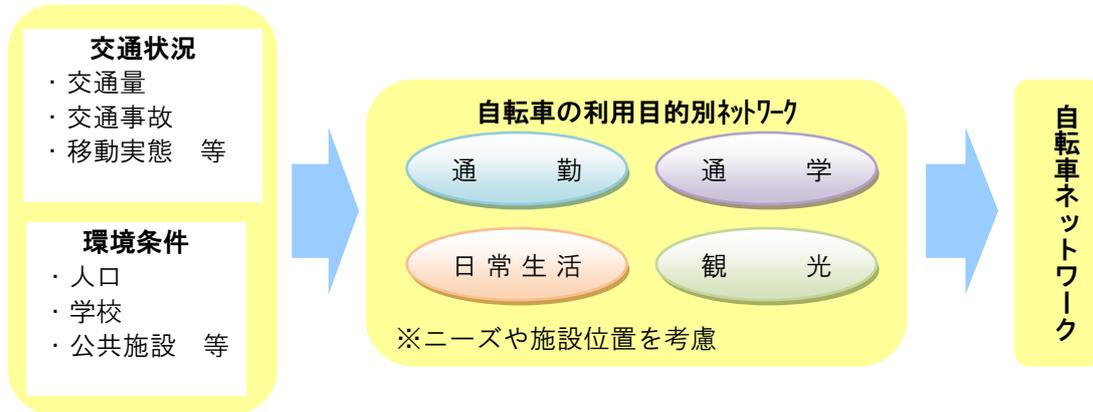


図 中心部の自転車ネットワーク路線

図に示す自転車ネットワーク路線(延長 89km)を将来的に整備します。早急な整備が困難な区間については、簡易な手法での整備や他路線への誘導および迂回、代替路線の設定等の暫定的な運用を含めて整備を図ることで、ネットワーク性の確保を実現します。

なお、今後の道路環境や交通環境の変化により、中心部の交通状況が変化することも想定されますので、市民や関係者等のご意見を踏まえ、必要に応じて見直しを図ります。

1.4 優先整備路線の整備

目的別ネットワークが重複する区間を中心として優先的に整備します。

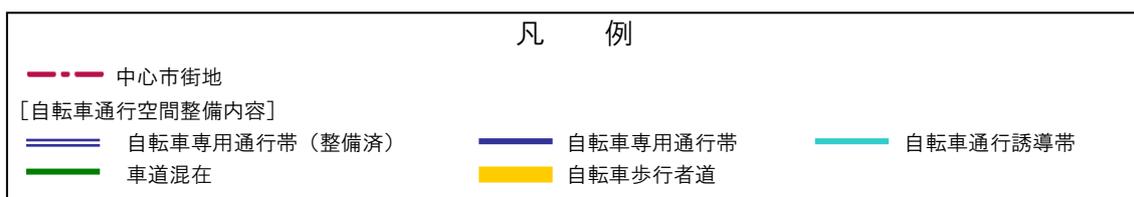
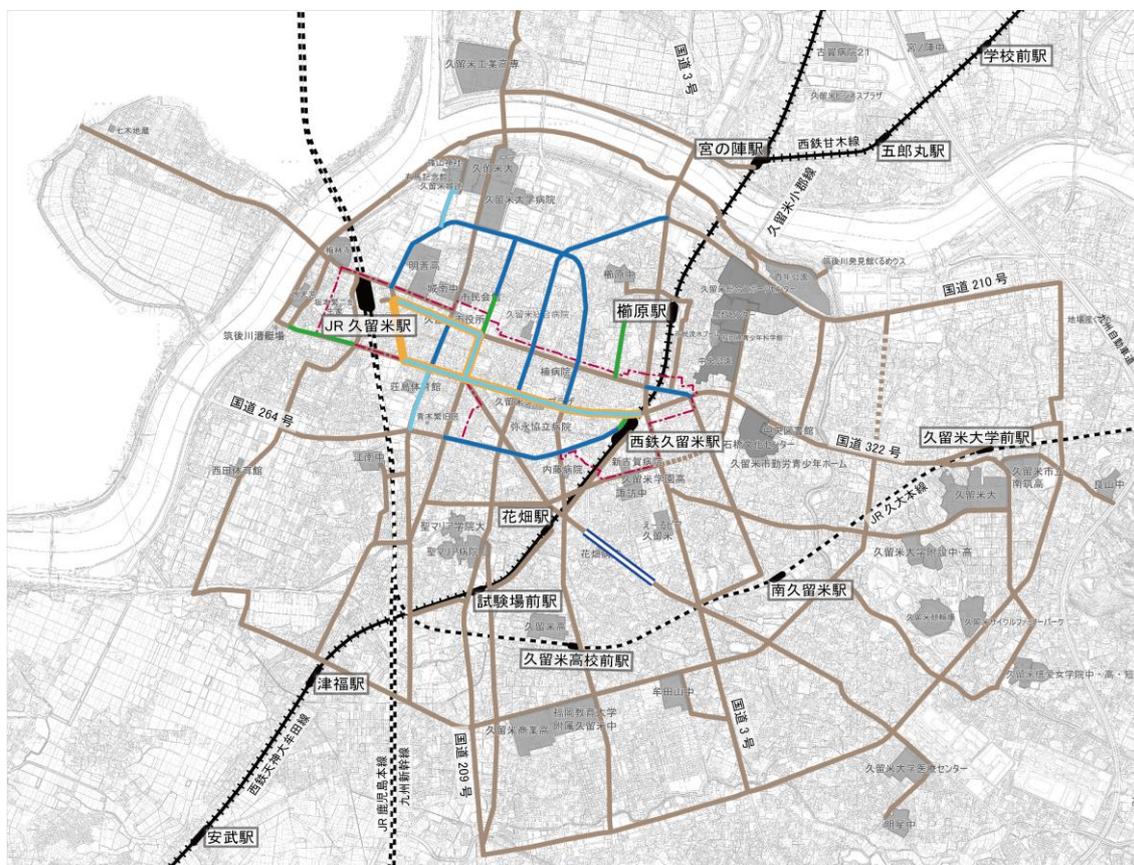


図 優先的に整備に取り組む区間

2 とめる「駐輪環境整備」

2.1 駐輪環境整備の施策

安全・安心な歩行空間を確保するとともに、自転車の利便性向上により利用を促進することを目的し、放置自転車の解消や公共交通結節点での駐輪環境整備、施設における駐輪環境整備を実施していきます。

施策 1. 放置自転車の解消

日常生活や観光における回遊を促進するため、自転車の利用が集中するエリアを重点的に利便性の高い駐輪環境の整備を図ります。

特に、中心市街地においては、安全・安心な歩行空間を確保し、また、景観を改善するためにも、多様な利用ニーズに応じて駐輪環境を整備し、放置自転車の解消を図ります。

施策 2. 公共交通結節点における駐輪環境整備・充実

公共交通と連携して広域的な移動利便性を向上するため、駅やバス停における駐輪環境の整備を図ります。

施策 3. 施設における駐輪環境整備の促進

事業所[※]、商業施設、観光施設等を訪れた際に安心して駐輪できるよう、施設に対する駐輪環境整備の促進を図ります。

※本計画での事業所には、保育園や幼稚園等の育児及び教育施設も含まれます。

2.2 駐輪環境整備の取り組み

施策 1. 放置自転車の解消

取組み 1. 「なくそう放置自転車」作戦

西鉄久留米駅

JR久留米駅

まちなか

駅前広場や歩道等での放置自転車を解消するため、駐輪環境の整備と併せた撤去回数強化や効果的な街頭指導の実施等、放置自転車の解消に取り組めます。

取組み 2. 「駐輪場はこちら」作戦

西鉄久留米駅

JR久留米駅

まちなか

駐輪場の利用を促進し、放置自転車を解消するために、駐輪場の案内サインの整備を図ります。

取組み 3. 「ちょっとだけ駐輪」作戦

西鉄久留米駅

JR久留米駅

まちなか

西鉄久留米駅やJR久留米駅やまちなかでの放置自転車対策と駐輪環境向上のため、利用者のニーズを踏まえ、短時間利用駐輪場の整備に取り組めます。

また、高齢者や障害者、小さな子ども連れの方等も気軽に駐輪が出来るように、そのような方々の利用を優先した「思いやり駐輪場(仮称)」の整備を検討します。



写真 駅前広場の駐輪場
(JR吹田駅)

取組み 4. 「伝えます駐輪方法」作戦

西鉄久留米駅

JR久留米駅

自転車放置禁止区域における放置自転車を解消していくために、自転車放置禁止区域や既存駐輪場の周知を図る意識啓発活動、広報活動等を実施します。

取組み 5. 「放置禁止エリア拡大」作戦

まちなか

JR久留米駅から西鉄久留米駅間のまちなかエリアは自転車放置禁止区域に設定されていないものの、恒常的に放置自転車が見られます。歩行者や自転車の通行に支障をきたす放置自転車は望ましくないため、放置自転車解消に向けた指導・啓発を行うほか、自転車放置禁止区域の変更についても検討します。



図 放置自転車対策を主眼とした中心市街地における駐輪環境整備の進め方



自転車が止まっている歩道や道路は、通りにくいし危ないなあ。

西鉄久留米駅とJR久留米駅の周辺は自転車放置の禁止エリアに指定されているばい。* 歩行者や身体障害者の方たちが通行しやすいように、みんなでルールを守るっば！



*久留米市自転車等の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例



歩道が安全になると、安心して歩けるようになるから、私たちも自転車は駐輪場に停めようね。

施策 2. 公共交通結節点における駐輪環境整備・充実

取組み 6. 「公共交通と共に」作戦

自転車の利便性向上及び鉄道やバス等との連携を強化するため、鉄道駅や主要バス停において利用しやすい駐輪環境の整備を図ります。



写真 鉄道駅の駐輪場（大善寺駅）

取組み 7. 「安全・安心・駐輪」作戦

駐輪場における自転車の盗難やいたずらの防止を図るため、照明や防犯カメラ等を設置して盗難等の心配がなく、安心して利用できる駐輪場への改善を検討します。

取組み 8. 「らくらく駐輪」作戦

利用者等のニーズを踏まえ、駐輪ラック等の駐輪設備を改善し、利便性の向上を図っていきます。



バス停や駅に駐輪場があると、自転車とバスや電車を乗り継いで出勤できるから便利だな。

しかも、週末はまちなかに出かける機会が増えそうだ。

施策 3. 施設における駐輪環境整備の促進

取組み 9. 「みんなで駐輪場確保」作戦

公共施設での駐輪環境整備を推進すると共に、事業所、商業施設、商店街、観光地等において駐輪環境の整備を促進します。



写真 商業施設の駐輪場



自転車で遊びに行っても、停めるところが少ないな。

駐輪場があると便利だから、もっと遊びに行くんだけど・・・

一定規模以上の店舗等は駐輪場を設置するように市の条例で決まってるばい。*

自転車利用者の利便性を上げて回遊性を高めることで、まちなかを賑やかにするつば。

だから、みんなで駐輪場所を確保するつば。



※久留米市自転車等の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例

3 まもる「意識啓発活動」

3.1 意識啓発活動の施策

自転車利用者が自転車の交通ルールを認識し、歩行者や自転車、自動車がお互いを気遣いながら通行でき、また、駐輪時の防犯に対する市民意識の向上を目指し、年齢層に応じた意識啓発や仕組みづくりを実施していきます。

施策 1. 年齢層に応じた意識啓発の推進

学校での交通安全教室やイベントでの意識啓発活動等に取り組み、子どもから高齢者まで、正しい自転車の交通ルールやマナーの教育を受けられる、年齢層に応じた意識啓発を推進します。

施策 2. 意識啓発のための仕組みづくり

自転車利用に関するルールづくりやセーフコミュニティとの連携等に取り組み、ルール遵守やマナー意識を高め、推進するための仕組みを拡充し、また、市民が自転車の交通ルールを遵守する必要性を認識する機会を創出します。

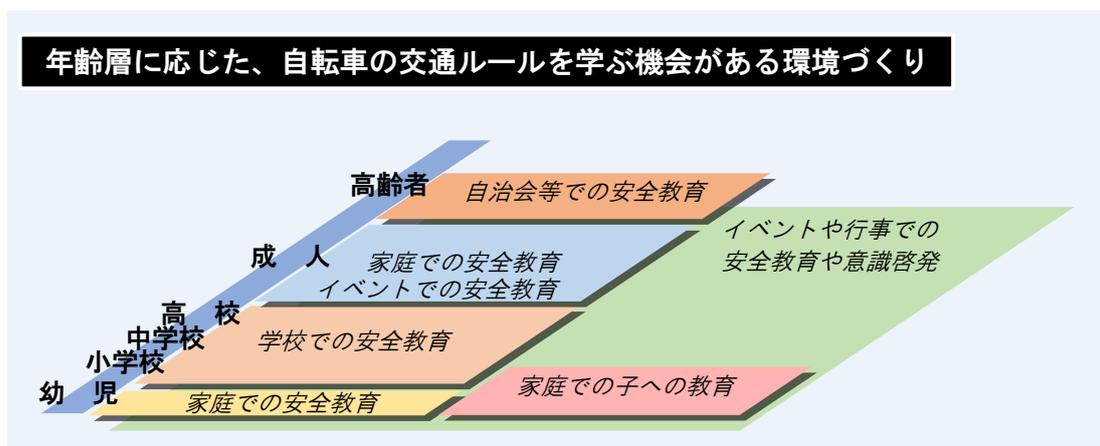


図 年齢層に応じた意識啓発活動のイメージ



久留米市では、何歳の時でも自転車の安全教育をうける機会を作っていくんだね。



大人になっても、交通ルールを学べる機会があれば、安心して自転車を利用できるよ。

それに加えて、家庭で交通安全を学べるツールやイベントなんかの機会も作っていくっば！



3.2 意識啓発の取り組み

施策1. 年齢層に応じた意識啓発の推進

取組み 1. 「学校で学べる」作戦

日常生活や通学等で自転車利用の多い小学生・中学生・高校生に対する自転車の交通ルール・マナー教育を実施するとともに、大学生に対しても自転車の交通ルール・マナー啓発活動を取り組みます。



写真 小学校での交通安全教室

取組み 2. 「家庭で学べる」作戦

自転車の交通ルールについて話し合う場を創出するため、家庭で共に学べる教材等の提供や親子で参加できるイベントでの自転車安全教室等に取り組みます。

取組み 3. 「大人も学べる」作戦

現在、自転車の交通安全教育の機会が少ない成人に対して、イベントや事業所等での意識啓発活動の実施や自動車ドライバーや歩行者への意識啓発等を検討します。

取組み 4. 「高齢者も学べる」作戦

高齢者の交通事故を抑制するため、地域活動等を活用して、高齢者の自転車安全運転指導等を実施します。

取組み 5. 「どんなときも学べる」作戦

市民や来訪者に対し、街頭活動等で交通ルールやマナーに関する周知活動や、メディアを使った効果的な広報活動、自転車販売店での意識啓発等の展開を図ります。また、駐輪場等での駐輪マナーや盗難防止等の自己管理に関する意識啓発を図るために周知活動を実施します。



写真 自転車利用者への街頭指導

施策2. 意識啓発のための仕組みづくり

取組み 6. 「みんなが主役」作戦

継続的な意識啓発活動のために、関係組織による地域ネットワークづくりを進め、地域に根ざした組織の形成を図ります。また、指導者の技術向上及び指導者間の連携を図るため、講習会等を開催します。

取組み 7. 「仕組みづくり」作戦

市民意識の向上を図るため、久留米市の自転車利用に関する制度やルールづくり等を検討します。また、市民が自ら安全対策に取り組める環境を構築します。

取組み 8. 「セーフコミュニティと共に」作戦

既に認証されているセーフコミュニティ制度と連携し、自転車事故に関するデータ構築や交通安全活動を整理し、関係組織と連携を図りながら交通安全施策を見直します。

4 いかす「利用促進活動」

4.1 利用促進活動の施策

日常生活での自転車利用や自転車の活用による市外からの誘客を促進するため、自転車利用のきっかけづくりや自転車利用を促す環境づくりを実施していきます。

施策1. 自転車利用の動機付けときっかけづくり

自転車利用が「楽しい」「おしゃれ」というイメージアップを図ると共に、自転車に乗るきっかけとなるイベントを行い、日常的な自転車利用を推進します。さらに、自転車利用の情報発信を行い、「自転車が似合うまち くるめ」の認知度を向上させます。

施策2. 自転車を利用したくなる環境づくり

コミュニティサイクルの利用を促進します。また、他の交通手段と連携した自転車利用環境を構築します。さらに、利用者が気軽に自転車で回遊できる仕組みづくりを推進します。

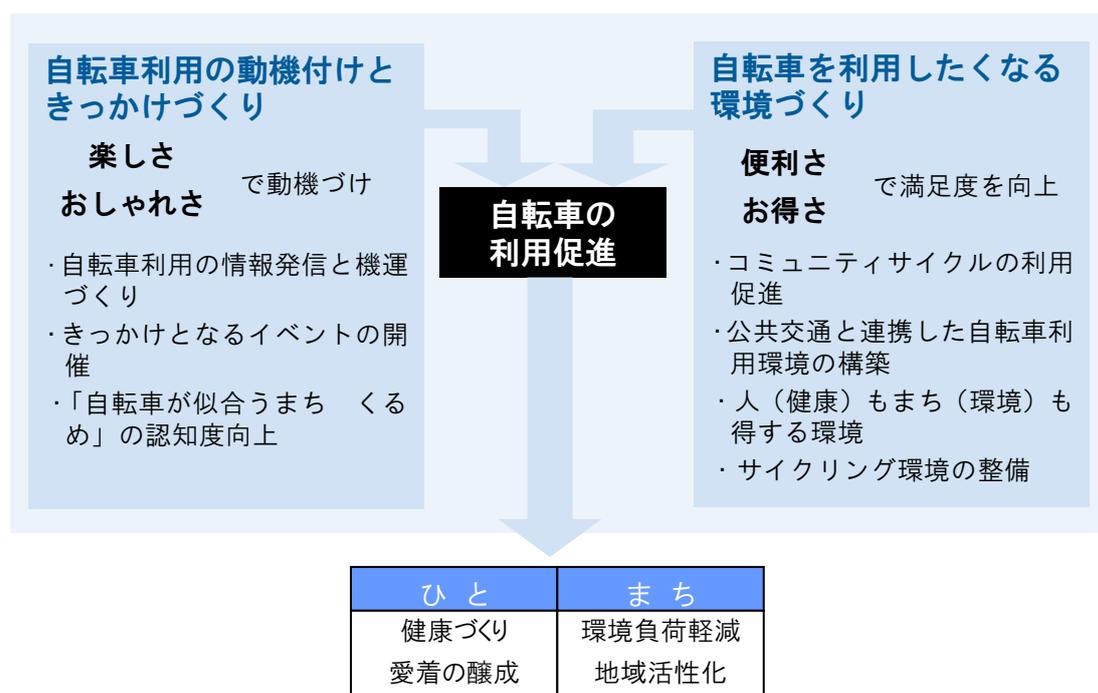
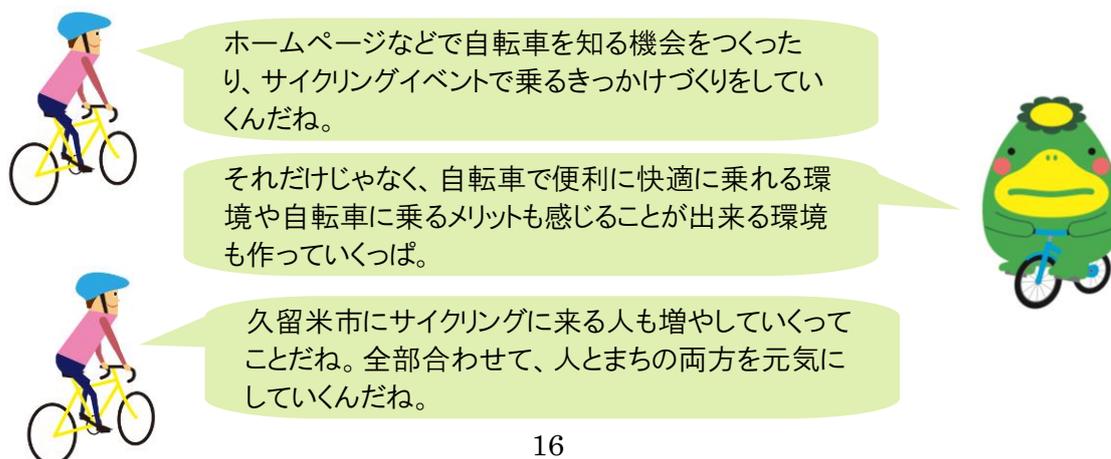


図 利用促進活動のイメージ



4.2 利用促進の取り組み

施策1. 自転車利用の動機付けときっかけづくり

取組み 1. 「自転車を知ろう」作戦

市民の日常的な自転車利用の促進のため、Webやフリーペーパー等の活用や、自転車関連組織と連携した自転車情報の発信等を実施します。

取組み 2. 「久留米で乗ろう」作戦

「自転車が似合うまち くるめ」としての認知度を向上させ、久留米市外からサイクリングでの観光客等を誘致するため、久留米市外に向けて情報発信を実施します。

取組み 3. 「まちを楽しく走ろう」作戦

子どもを始め、多くの方に自転車の楽しさを実感してもらうため、自転車を核とした久留米市特有の施設である久留米サイクルファミリーパークや久留米競輪場、筑後川サイクリングロード等を積極的にPR・活用します。自転車のイメージアップや、自転車利用促進のきっかけとなる市民向けのサイクルイベントの開催を図ります。また、サイクリスト向けのイベント等の開催を図ります。



図 久留米市コミュニティサイクル「くるくる」Web サイト



写真 サイクリングイベント

施策2. 自転車を利用したくなる環境づくり

取組み 4. 「便利な自転車」作戦

まちなかで自転車を「便利」に利用できるように、コミュニティサイクルの利用促進や、自転車と公共交通との連携の向上、自転車利用者のための休憩・メンテナンス施設及び設備の充実に取り組みます。また、自転車等の導入支援を検討します。



写真 久留米市コミュニティサイクル「くるくる」

取組み 5. 「乗って良かった」作戦

環境負荷を軽減するため、ノーマイカーデーの推進等を促進します。また、健康づくりを推進するため、日常生活での自転車利用を促進します。さらに、健康や環境に関するイベント等と連携した情報発信や、自転車利用者へのサービス提供についても取り組みます。

取組み 6. 「ワンランク上の自転車利用環境」作戦

多様な自転車利用者が気軽に市内を回遊できる（^{まわ}輪る）環境を創出するため、観光資源を活かした回遊ルート・マップ等の作成、レンタサイクルサービスの充実、サイクリングロードの整備検討等を図ります。また、観光施設における自転車が利用しやすい環境の整備に努めます。



写真 筑後川サイクリングロード

第6章 優先的な取り組み

4つの柱を効果的に進めるために、次の14の取り組みを優先的に実施します。

表 優先的な取り組み

柱	施策	取り組み	実施主体
はしる	自転車ネットワーク整備	優先整備路線の整備	道路管理者
とめる	放置自転車の解消	短時間利用駐輪場の整備	市、民間事業者
		自転車放置禁止区域や既存駐輪場の周知活動	市
		放置自転車撤去の強化と街頭指導	市
	公共交通結節点における駐輪環境整備・充実	鉄道駅や主要バス停での駐輪場整備	市、関連組織
	まもる	年齢層に応じた意識啓発の推進活動	学校での交通安全教育の実施
イベントでの交通安全啓発活動の実施			市、交通管理者
	意識啓発のための仕組みづくり	自転車利用のルールづくり	市
		セーフコミュニティと連携した交通安全活動の実施	関連組織、市民、市
いかす	自転車利用の動機付けときっかけづくり	自転車関連情報の発信	市、関連組織、市民
		サイクルイベントの実施	市、関連組織
	自転車を利用したくなる環境づくり	コミュニティサイクルの利用促進	市、民間事業者
		健康や環境のイベント等での利用促進活動の実施	市、関連組織
		観光施設等における自転車利用環境の整備	市、関連組織、市民

第7章 「自転車が似合うまちづくり」の見える化指標

4つの柱のそれぞれの取り組みを進めて「自転車が似合うまち」の実現を図っていく中で、次の3つの指標を用いて実現度の評価を行っていきます。

自転車の交通分担率	
はしる	とめる
まもる	いかす
現況	目標
9.8%	11.7%

※参考: 北部九州圏パーソンドリップ調査
全国都市交通特性調査

自転車事故件数	
はしる	とめる
まもる	いかす
現況	目標
171 件/10 万人	133 件/10 万人

※参考: 福岡県警資料

交通ルール遵守率	
はしる	とめる
まもる	いかす
現況	目標
69.3%	90.5%

※参考: 自転車安全利用に関するアンケート調査(久留米市)

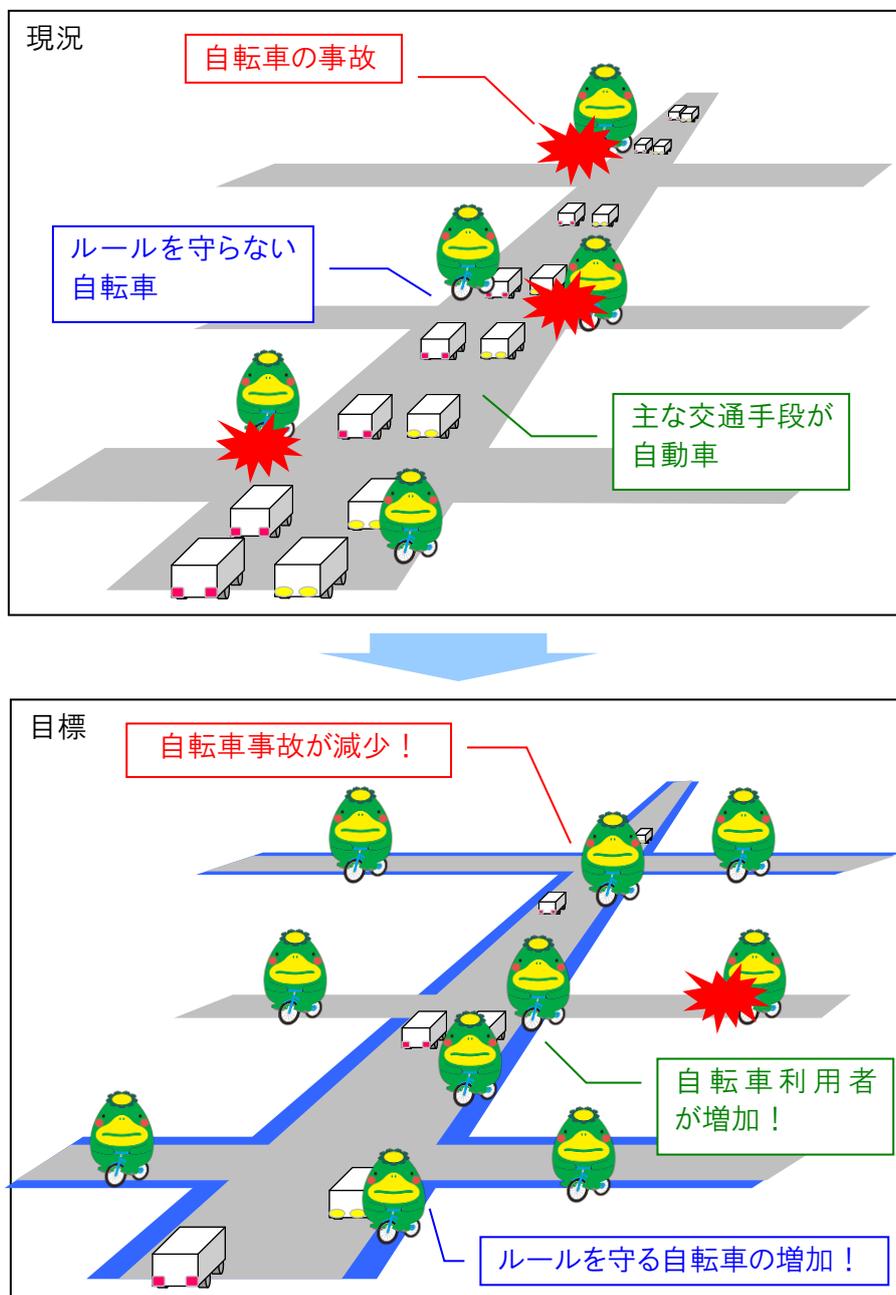


図 「見える化指標」による目標のイメージ

巻末資料

1 用語

自転車通行空間



本計画では自転車が通行するための道路または道路の部分をいう。自転車専用の空間、自動車と共有する空間、歩行者と共有する空間を整備することとしています。

地域生活拠点



日常生活に必要な生活利便施設が集積し、日常生活圏の中心となる地域です。

久留米市自転車等の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例



安全で快適な市民生活の実現を図るため、自転車等の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する事項を定めた条例です。

自転車放置禁止区域



安全で快適な市民生活を実現するため、自転車を放置してはならない区域であり、現在は西鉄久留米駅周辺とJR久留米駅周辺が指定されています。

駐輪ラック



自転車駐車場（駐輪場）に設置されている、自転車を収納する機器です。

セーフコミュニティ制度



WHO（世界保健機関）セーフコミュニティ協働センターが提唱する7つの指標に沿って、けがや事故の「予防」に地域社会全体で取り組むものです。

公共交通結節点



鉄道駅など、複数あるいは異種の公共交通の接続が行われる場所です。

コミュニティサイクル



複数での自転車貸出・返却拠点でも貸出・返却が可能な貸し自転車システムです。久留米市では「くるくる」という愛称で運用しています。

久留米サイクルファミリーパーク



家族連れが遊べる自転車のテーマパークです。おもしろ自転車や様々なサイクルコースがあります。

筑後川サイクリングロード



うきは市から久留米市までの筑後川河川敷に整備された自転車道です。

メンテナンス施設



自転車の空気入れやパンク修理、清掃等を自転車利用者が自ら行うことが出来る設備が整った施設です。

サイクリスト



本計画では、自転車及びサイクリング愛好家や自転車競技の選手を表しています。

交通分担率



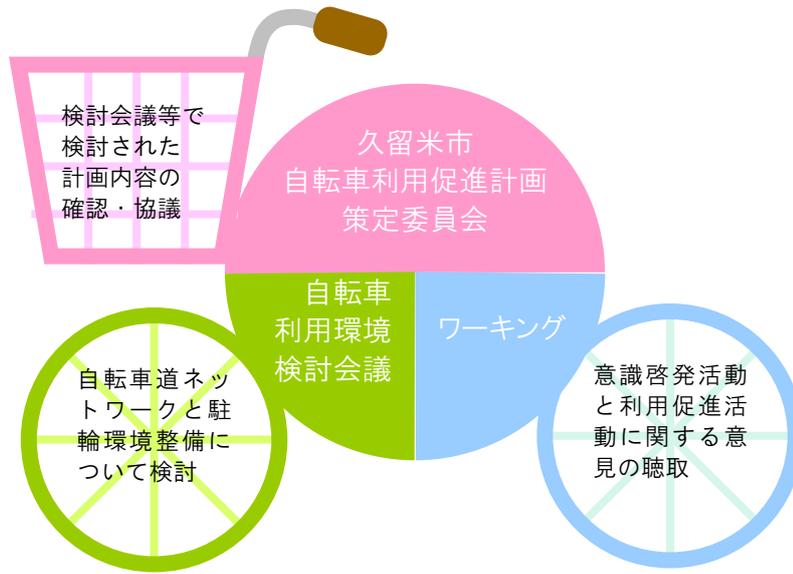
全交通手段の移動の数に占める、ある交通手段の移動数の割合です。

ノーマイカーデー



環境負荷軽減や健康づくり、渋滞緩和等を目的として、通勤等において、自家用車の利用を控える取り組みです。

2 策定体制



3 策定経緯

			策定委員会	検討会議	ワーキング	その他
平成 26 年	10月	方針・方向性 検討	第1回	第1回	第1回	
	11月		第2回	第2回		
	12月					関係者 ヒアリング
平成 27 年	1月	施策検討			第2回	市民 アンケート
	2月					
	3月	計画書素案 作成		第3回	第3回	
	4月			第4回		
	5月		第3回			
	6月	計画書素案 確認・修正		第5回		
	7月		第4回			
	8月					
	9月	パブリックコメント (H27年8~9月)				
	10月	計画書 修正	第5回			
	11月		公表			

KURUME × **BIKE** = ♥